

奨学生の募集について

平成31年度の奨学生を次のとおり募集します。

資格

- ① 借受者の保護者等が、福島町に住所を有すること。
- ② 貸付金の返済のために、保護者を含め2人の連帯保証人が得られること。
- ③ 借受者が、健康・学業優秀・素行善良であること。

※申込者の保護者の所得制限はありません。

奨学生の種類

- ① 小笠原実奨学基金奨学生
医療・福祉分野に進学する学生が対象
・貸付額 月額2万円
- ② 花田俊勝奨学基金奨学生
4年生大学、3年以上の就学を要する短大及び専修学校に進学する学生が対象
・貸付額 月額3万円
- ③ 福島町奨学生（貸付限度額）
高等学校 110万円
2年制の短大、専修学校・高等専門学校 150万円
3年制の短大・専修学校等 180万円
大学院・大学 250万円

※①、②に該当する場合、そちらが優先されます。また、貸付限度額内での一時金貸付も利用できます。

貸付金の利子

無利子です。

貸付期間

正規の就学年限期間

提出期限

平成31年3月15日（金）まで

申請手続きに必要な書類

次の書類が必要です。

- ① 願書
- ② 合格通知等の写し
- ③ 学業成績証明書
- ④ 在学校の学校長の推薦書
- ⑤ 家庭状況調査書
- ⑥ 健康診断書
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 連帯保証人の納税証明書及び印鑑登録証明書
- ⑨ 一時金の貸付を希望する場合は、支出計画書

奨学生の審査・決定

教育委員会で審査し、決定されますと、4月から貸付を受けることができます。

返済方法

- ① 貸付金額に応じて年2回に分けて返済（月賦も可）
- ② 返済期間は、貸付期間終了後（卒業後）の翌日から起算して1年経過した後、10年以内

お問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育係
47-3675

吉岡温泉だより

2月の風呂の日

26日（火）



温泉で心も体もリフレッシュ！
風呂の日は、ちょっと得した気分！
家族みんなで、温泉へ出かけましょう！

- サービスカードのスタンプを1個サービス！
- 抽選により回数券(6枚)を10組にプレゼント！

12月風呂の日の当選者

館浦吉吉日月館三三三	崎和岡岡向崎古岳岳	川佐吉川木櫻田花小	合藤田口村庭中田嶋	清勝秀忠悦合利建ひか孝長	明政明男子子三る士太	さんさんさんさんさんさんさんさん
------------	-----------	-----------	-----------	--------------	------------	------------------

おめでとうございます！

函館弁護士会の弁護士が

無料法律相談を行います

借金・離婚、相続などの家庭問題・不動産・交通事故・一般民事・刑事事件・犯罪被害・成年後見等その他の法的トラブル、困り事についても、まずはお気軽に「弁護士」にご相談下さい。

相談場所 / 福島町役場 2階会議室

2月15日(金)

午後1時～午後4時

お問い合わせ・予約先

Tel(0138)41-0232 函館弁護士会まで